

令和8年度明和町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年8月策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、明和町の全課とする。

4 調達する物品等及びその目標

障がい者就労施設等から調達する物品・役務の目標は次のとおりとする。なお、下記に記載のないものであっても、調達可能な物品・役務であれば対象とする。

種別	調達品目等	調達目標額
物品	職員採用試験面接官用弁当など	1万円
役務	清掃作業、除草作業、袋詰、回収業務など	150万円
委託	清掃業務委託など	90万円

5 調達の実施及び推進方法

- (1) 各課は、障がい者就労施設等が供給できる物品等について、発注可能な物品等を検討し、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障がい者就労施設等から調達するものとする。
- (2) 上記4の調達する物品等及びその目標、その他障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、町ホームページに掲載する等の方法により、障がい者就労施設等に情報を提供する。
- (3) 物品等の契約に当たっては、明和町会計規則（明和町会計規則昭和49年4月1日規則第8号）の定めによるものとする。

6 調達実績の公表等

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の調達実績は、年度終了後に町ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、明和町福祉総合支援課とする。